

特命随意契約理由書

254

件 名	千代田区ポータルサイト運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区のDXを推進する上での柱となるシステムである千代田区ポータルサイトを正常かつ良好な状態で常に稼働させ、区民に安心して利用していただくため、運用保守業務をシステムの構築事業者が行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年10月26日付4千政IT発第169号 令和4年度構築、令和5年度運用開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3 継続年数 3年 4 評価 良好な業務成績のため(令和7年度拡充) プロポーザル実施時に要求水準等説明書に令和4年度構築業務を受託した事業者令和10年3月31日までの期間運用保守委託を行うことを想定している旨記載している。 構築業務成績は良好なため、令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 住 所 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	119,130,000 円(消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	政策経営部デジタル政策課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

201

件 名	千代田区立高齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システムの 保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、27 千保在支発第 241 号で導入が決定した「千代田区立高 齢者総合サポートセンター諸室管理・案内システム」について、その システムが適切に稼動することを目的として、保守に係る業務を委託 する。
選 定 理 由	1 既諸室管理・案内システム機器は、平成 27 年度に下記事業者によ り導入したものである。 2 本業務における機器、設備の維持管理で、既設の機器、設備と密 接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、 また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど 業務履行が達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ナカヨ 東京本社 住 所 東京都港区港南一丁目 7 番 18 号 A-PLACE 品川東 7 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,120,020 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部 在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目
に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

445

件 名	庁内設置用キオスク端末の保守他業務（総合窓口課、麴町、富士見、神保町、神田公園、万世橋及び和泉橋出張所分）
種 類	物 品：委託
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	キオスク端末を常に正常かつ良好な状態に保ち、滞りなく業務処理が行えるようにするため、当該システムの運用保守を行う。
選 定 理 由	本システムの運用においては、機器のメーカーである下記事業者が新データーセンターを設置し、国、区と相互にデータ通信を行う。 本件システムの保守業務については、既設の機器、設備、情報処理システムと密接不可分の関係にあり、同一者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明、故障修理など対処が困難になるなど業務履行が達成できない。 上記理由により下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 シャープマーケティングジャパン株式会社 住 所 東京都港区芝浦一丁目2番3号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,139,380 円（消費税を含む） ※総額等他 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

3/6

件 名	特定建築物定期調査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第 12 条第 1 項の規定に基づく、特定建築物定期調査報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選 定 理 由	定期報告制度の予備審査等の体制は、昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき整備されてきた。 当該法人は、各都道府県の区域ごとに、特定建築物定期調査報告代行業務の受託等をおこなう団体として設立された法人であり、平成 10 年 7 月に設立されて以来、区の指導・協議のもと本業務を行っている。現在のところ、この団体以外に当該業務を行う団体は存在しない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住 所 東京都新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 0-PLACE 2F
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	866,050 円 (消費税を含む) ※ 契約金額 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

548

件 名	飯田橋・富士見地域のまちづくり検討支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、飯田橋駅周辺の地域で設立された飯田橋・富士見地域まちづくり協議会や関連会議等において、資料の内容の検討及び作成、また円滑な運営の補助を行うものである。 令和7年度については、飯田橋駅東口北側の歩行者を中心とした広場空間の検討や地域全体のエリアマネジメントのあり方検討の熟度を高めていくなど、当地域においてこれまで検討されてきたガイドラインや駅整備構想等について深度化・更新を図るとともに、まちが更新されていく先を見据えてエリアマネジメント等について検討していくための支援を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年9月9日付 6千環地ま発66号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号 3 継続年数 2年目 4 評価 良好 良好な業務成績のため、引き続き令和7年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社日建設計 住 所 千代田区飯田橋二丁目18番3号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,936,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	環境まちづくり部 地域まちづくり課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

226

件 名	放置自転車管理システムの保守管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	当区が構築した、放置自転車等管理システムが適切に稼働させることにより、放置自転車の撤去作業や撤去した車両の管理を効率的に行うことを目的とする。
選 定 理 由	下記業者は、令和3年度契約案件（契約番号 794 号）として見積競争によりシステム構築業者として選定された事業者である。同システムの保守は、構築事業者以外に適切に行うことができないため、契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ヒューマン・インダストリアル・デザイン 住 所 大分県臼杵市大字臼杵 706 番
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,028,740 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
担 当 課	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

412

件 名	防火設備定期検査報告に係る予備審査及びデータ管理等に関する業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	建築基準法第 12 条第 3 項の規定に基づく、防火設備定期報告を円滑かつ効率的に実施するために、報告書の予備審査及びデータ管理等に関する業務を行う。
選 定 理 由	昭和 46 年通達「建設省住指発第 918 号・定期報告制度運営要領」に基づき、定期報告制度の予備審査等の体制は整備され、建築基準法改正に伴い平成 28 年 6 月に「防火設備定期検査報告」制度が新設された。 当該法人は、都内各特定行政庁の委託を受け、防火設備定期検査報告代行業務を行っている唯一の団体である。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 住 所 東京都新宿区西新宿 7-7-30 小田急西新宿 0-PLACE 2F
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,360,280 円 (消費税を含む) ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	環境まちづくり部建築指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

475

件 名	幼稚園・保育園・こども園給食用パンの購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	幼稚園・保育園・こども園の給食用にパンを購入する。
選 定 理 由	幼稚園・保育園・こども園の給食は、乳幼児の食事を提供するもので、安全の確保が強く求められている。 学校給食用のパンは、(公益財団法人) 東京都学校給食会より給食パン加工委託工場の指定がある加工委託工場から納品を受ける必要がある。 下記業者は、(公財) 東京都学校給食会の加工委託工場であり、区内学校と同様に、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 大森製パン 住 所 東京都江東区千田 1 3 - 1 0
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	※ 8,682,336 円 (消費税を含む) 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

483

件 名	一番町集会室清掃業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	一番町集会室の日常清掃、定期清掃、ガラス・換気扇清掃 及びねずみ・昆虫等の防除業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 6 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 6 年度の業務成績は良好なため、概ね同条件、同金額で、引き続き翌年度に限り契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社アビック 東京統括支店 住 所 東京都新宿区西新宿 3-5-3 西新宿ダイヤモンドパレス 414
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	24698080 ※ 従価率 契約のため、契約金額は支出限度額 円 (消費税を含む)
契約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部 麴町出張所
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

252

件 名	(仮称) 神田錦町三丁目施設整備等業務にかかるモニタリング支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	(仮称) 神田錦町三丁目施設の DBO 事業者が区に提出するセルフモニタリング計画書および提出状況・要求性能確認書並びにその他募集要項等において定める各業務に関する提出書類について、区が実施する確認に関して、専門的知見から助言等を行う。
選 定 理 由	本業務は、令和6年度に契約した「(仮称) 神田錦町三丁目施設整備等業務にかかるモニタリング支援業務」に引き続き、令和5年度にプロポーザルで選定した DBO 事業者の履行状況に関するセルフモニタリングの実施支援を行うものである。それに加えて、令和7年度は実施設計や新築工事における品質・コスト・スケジュール・施工性等について客観的な視点から妥当性の確認を行うとともに助言や支援等を行う。 そのため、本業務実施にあたっては、これまで得た知見を活用しつつ、継続性・一体性を保つことが極めて重要であり、本業務はこれまでのコンサルティング業務と密接不可分の関係にある。 下記業者は「(仮称) 神田錦町三丁目福祉施設整備事業手法検討調査業務」(令和2年度) 及び「(仮称) 神田錦町三丁目施設整備に係るアドバイザリー業務」(令和3、4、5年度) 並びに「(仮称) 神田錦町三丁目施設整備等業務にかかるモニタリング支援業務」(令和6年度) の受託者であるため、当該整備予定施設の整備状況を熟知しており、それを踏まえてのアドバイザリー業務が可能である。また、当該施設整備に関する区の検討状況等も十分に把握しているため、精度の高いアドバイスに加えて、区の意向に沿った資料作成や事例検討が担保できるとともに、事前準備等の履行期間の短縮が考えられ、業務品質や経費面においても有利と認められる。これまでの業務成績も良好であることから下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	法 人 名： 株式会社日本総合研究所 所 在 地： 東京都品川区東五反田二丁目18番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	20,350,000 円 (消費税を含む)

契 約 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
担 当 課	保健福祉部 障害者福祉課・高齢介護課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	OJT 推進研修の実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	新規採用職員（一部職種を除く。以下「新人」という。）を受け入れるにあたり、当該職場全体で計画的・継続的に育成し、即戦力化を図るための体制づくりを支援することを目的とした研修である。 本研修において、各職場でOJTを実践していく際に管理監督者・直接指導にあたる先輩職員（以下「チューター」という。）が果たすべき役割を明確化し、人を育てる組織風土を醸成するとともに、チューター・新人それぞれの能力向上を図っていく。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度（令和7年度開始） （令和7年2月26日付 6千政人事発第2395号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 初年度 公募型プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 Plan-B 住 所 大阪府大阪市浪速区幸町3-1-3-206
※ 契約年月日	令和 17 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,960,000 円（消費税を含む） ※総単価契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	いずみこども園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	いずみこども園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第6号 3. 継続年数 3年 4. 評価 良好 業務成績良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社メフォス 住 所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	25,940,837 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

473

件 名	お茶の水小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	お茶の水小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	実施場所であるお茶の水小学校には、民設民営の学校内学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に行わせることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由から、下記事業者を指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社エデュケーショナルネットワーク 住 所 千代田区神田猿樂町 1-5-15
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	22,876,700 円（消費税を含む） ※ 従価率契約のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

379

件 名	お茶の水幼稚園給食調理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	お茶の水幼稚園の給食にかかる調理および配膳等業務を委託する。
選 定 理 由	お茶の水幼稚園の給食調理業務を行うにあたり、調理従事者の休憩室、配送トラックからの搬入口及び給食専用エレベーター等、お茶の水小学校と共用する部分が多く、他事業者での委託が困難となっている。そのため、令和5年度に実施したお茶の水小学校給食調理業務のプロポーザルによって選定された下記事業者をお茶の水幼稚園給食調理業務の契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社スエヒロ 住 所 東京都中央区銀座6-14-20
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,171,520 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	シルバートレーニングスタジオ運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	主体的に運動を続けることが困難な高齢者の外出を促し、体力が低下していても安全に運動できる機会と地域活動・社会参加に関する情報を提供することで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためのネットワークづくりを目指す。
選 定 理 由	千代田区社会福祉協議会は、地域福祉推進を目的とする団体として社会福祉法第 109 条に規定された区内唯一の法人であり、これまでも各種機関と連携しながら、地域住民のニーズや困りごとに対する支援活動を継続的に行ってきた。 また、区立高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」の指定管理者として施設運営や区内高齢者を対象とした事業運営等に携わることで、千代田区の地域性や高齢者支援に関する課題も共有できている。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：社会福祉法人 千代田区社会福祉協議会 住 所：東京都千代田区九段南 1 丁目 6 番 10 号 かがやきプラザ 4 階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	29229,947 円 (消費税を含む) ※総価額 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

637

件 名	スポーツセンター・九段生涯学習館の施設予約管理システム運用およびソフトウェア保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	スポーツセンター・九段生涯学習館施設予約管理システムのシステム運用およびソフトウェア保守業務を委託する。
選 定 理 由	スポーツセンター・九段生涯学習館施設予約管理システムは、下記事業者と美津濃株式会社が共同で構築し、運用業務を実施している。区は令和6年度に同システムのクラウドシステムへの移行やセキュリティの向上のため、下記事業者に業務を委託し、改修業務を実施した。本システムの運営保守業務を実施することができる事業者は、システムの構築及び改修を実施した下記事業者が唯一の事業者であることから、システムの保守業務契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 クロスウェイ株式会社 住 所 大阪府吹田市豊津町 27-12
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,359,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
担 当 課	地域振興部生涯学習・スポーツ課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	マンションにおける衛生環境整備事業に関する事務業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品（委託）、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内におけるねずみ被害のまん延を防止するため、その発生源となっているマンションの廃棄物集積所環境改善を行うことにより、生息するねずみの個体数を減少させ、衛生的な生活環境の確保を図ることを目的とする。 区内の分譲・賃貸マンションを対象に、マンションにおける廃棄物集積所の環境を改善（ゴミストッカーの設置、区画の明確な分離のための修繕費用など）にかかる費用助成に係る審査事務及び制度周知、並びに事前相談、受付を行う。
選 定 理 由	(1) 千代田区内のマンションに関する調査を5年ごとに実施し、区内のマンションの管理組合や管理会社の連絡先を把握しており、速やかに事業に着手することができる。 (2) マンション管理士が常駐しており、分譲マンションに関する総合相談窓口で各種相談や関連の支援制度の案内を実施しているため、併せてこの制度についての周知や申請を受けることができる。 (3) マンション連絡会の開催やマンションに関する情報誌の発行を定期的実施しているため、この事業について効率的に周知・案内することができる。また、マンション連絡会等で普段から顔を合わせており、マンション管理組合やマンション管理会社との信頼関係を築いている。 以上の理由から、下記法人と契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 公益財団法人 まちみらい千代田 住 所 千代田区神田錦町 3-2 1
※ 契約年月日	令和 17 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,800,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

担 当 課	環境まちづくり部 住宅課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

483

件 名	一番町児童館総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	一番町児童館の総合管理業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針（平成 19 年 12 月改定）に基づき、令和 6 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 6 年度の業務成績評価は良好なため、引き続きほぼ同条件で令和 7 年度に限り契約の相手方に選定する。
契約の相手方	名 称 株式会社アビック東京統括支店 住 所 東京都新宿区西新宿 3-5-3 西新宿ダイヤモンドパレス 414
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	24,698,080 ※ 総額印契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	こども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	学校生活アンケート「WEB QU」の実施
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校、区立中学校及び中等教育学校の全学年を対象に、いじめ、不登校の未然防止や早期発見をすることで、児童・生徒相互のあたたかな人間関係づくりに役立てるため、平成26年4月8日に策定した「千代田区いじめ防止等のための基本方針」に則り、児童・生徒を対象にしたアンケート調査「WEB QU」を実施する。
選 定 理 由	潜在化したいじめ防止等の発見に十分寄与できる調査は、現在のところQU調査、hyper-QU調査及びWEB QU調査に特定される。今後、いじめ防止対策を更に推進するため、校園長会でも、この調査を全校で実施していくべきということになった。 いじめの早期発見のためには、アンケート結果が迅速に確認できることが必要不可欠であり、これはWEB QU調査に限定される。 以上の理由により、WEB QU 調査を行っている下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 住 所 東京都千代田区大手町 2-3-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,957,525 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	旧外神田住宅1・2階部分の権利関係調整業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	旧外神田住宅（以下「本建物」という。）の1・2階部分で居住や営業等を行う権利者（以下「権利者」という。）の転出に伴う所有物の売買・補償契約等の調整及び支援を行う。
選 定 理 由	本業務は、本建物の1・2階で居住や営業等を行う関係者の権利状況を整理し、低未利用区有財産となっている旧外神田住宅の有効利活用等に対応できるよう、当該関係者の転出に伴う売買・補償契約の調整支援業務を行うものである。 従前資産評価、資産の買取交渉、買取交渉成立後の契約手続支援業務及び円滑な移転先斡旋業務に対応できることが条件となる。 下記業者は、昭和36年、1都3県の住宅供給公社が出資し、建設大臣の許可を経て公益法人として設立した。これまで防災機能・良好な居住整備の確保、土地の合理的利用等を図るため、公共団体と連携し「都市再開発法」による同潤会アパート（大正12年関東大震災復興住宅）の建替え等の市街地再開発事業や「密集市街地整備法」による防災街区整備事業などのまちづくりを推進しており、旧外神田住宅と同様に複雑に権利関係の入り組んだ再開発等の事務局として、権利者の生活再建や合意形成を多数行っている。 契約の目的を達成するためには、能力その他の複数の条件を満たすことが必要であって、全てを満たすものが1者に限定される。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 一般財団法人 首都圏不燃建築公社 住 所 東京都港区芝浦三丁目9番1号 芝浦ルネサイトタワー17階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,305,600 円（消費税を含む） ※ 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

159

件 名	筋力向上教室業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	65 歳以上の区民のうち、運動器の機能が低下している者又はそのおそれのある者及び区が必要と認めた者を対象に、筋力向上プログラムを実施し、運動器機能の向上、生活機能の改善を図る支援を行う。また、参加者が教室終了後も自主的に運動を続け、継続的に介護予防に取り組めるよう促す。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和 4 年度 (令和 5 年 2 月 21 日 4 千保在支発第 673 号(令和 5 年度開始)) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3 継続年数 3 年目 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 セントラルスポーツ株式会社 健康サポート部 住 所 東京都中央区新川 1-21-2
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	5,168,000 円 (非課税)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日
担 当 課	保健福祉部在宅支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

498

件 名	九段小学校放課後子どもプラン「放課後子ども教室」業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段小学校において、放課後児童の居場所を確保するために、授業終了後の学校施設を活用して、児童の自主的な遊び・学びの場を提供するとともに、その指導・援助を通じて放課後児童対策を行う。
選 定 理 由	実施場所である九段小学校には、民設民営の学校内学童クラブが併設され、その運営を下記事業者が行っている。 放課後子ども教室事業と学校内学童クラブは対象者が異なるものの、同じ放課後児童対策事業である。当該業務は、学童クラブの本体業務と密接に関連する付帯的な業務であり、学童クラブの事業者に履行させることにより、一元的な管理の下で児童の居場所が確保でき、経費の節減ができるなど有利と認められる。 以上の理由から、下記の事業者を指定する。
契約の相手方	名 称 特定非営利活動法人放課後 NPO アフタースクール 住 所 東京都文京区本郷 1-20-9 本郷元町ビル 5 F
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	24369730 ※ 税別 税別契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区立学校と産官学連携調整コンサルティング業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	産官学連携推進事業において、学校と産学等の連携にあたり、その仲介の役割を果たす区立学校と産官学の調整コンサルティング業務を委託する。
選 定 理 由	「区立学校と産官学連携調整コンサルティング業務」は、産学等が区立学校に提供できるプログラム新規開発支援、区立学校からのプログラム実施要請への対応、産学等への連携要請、実施内容の企画支援等を行う調整役としての役割を担う業務である。 つまり、区立学校と企業等との橋渡し役として双方の事情や要望を理解し、双方への働きかけを円滑かつ効果的に行えるものが業務を担うべきである。特に、学校との連絡調整に関しては、区立学校の特性を理解した上で、「新しい学びの形」や「個別最適な学び」との整合性を図ることが重要である。 また、新たな連携先の開拓やプログラムの開発においては、企業のCSR活動に知見が必須となる。 下記の事業者は区内に所在し、区の地域学校協働活動推進委員として学校と信頼関係・協力体制を構築し、地域や区内の企業等と学校との橋渡し役として、連絡・調整を行ってきている。 なお、産学官連携プロジェクトなど自治体、団体、民間を繋ぐ地域ブランディング事業を専門的に行っている事業者であり、本区や各学校の特性を理解した上で、学校との連絡調整を円滑に行い、魅力的なプログラムの開発支援が可能である。 企業等に対しては、CSR活動推進支援をすることで企業ブランディングのサポートしており、企業等のシーズ・ニーズを把握した上で、学校・企業等双方に効果的なプログラムの開発をするための資質と経験を兼ね備えている。 本契約の目的達成、能力その他の複数の条件を満たすことを要し、一つ一つの条件別に満たすものは存在するが、全ての条件を満たす者が1者に特定されている。 以上のことから、下記の事業者を契約相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 合同会社 STERAUM (ステラウム) 代表 中間貴恵 住 所 千代田区二番町 9-3 THEBASE 麹町
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	3,080,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

担 当 課	子ども部 子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	区立小学校学力達成度調査の問題作成及び集計分析業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立小学校4～6学年国語・社会・算数・理科及び生活実態調査の学力達成度調査を実施する。
選 定 理 由	学力を全国等と比較したり、生活実態を調査したりするために本事業を行う。その際には、身近な地域についての学習に関する問題として千代田区独自の問題なども盛り込む必要がある。また、学力等は過去の結果と比較し指導に生かしていく必要がある。加えて、学力達成度調査での個々の結果を反映したカリキュラムもデジタルドリルへ連携する必要がある。 上記3点を達成することができるのは、下記事業者のみである。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 ベネッセコーポレーション 小中学校事業本部 住 所 東京都新宿区西新宿2-1-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	4,756,650 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日～令和7年9月1日
担 当 課	子ども部指導課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

541

件 名	交換文書等の配送等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内外施設等への交換文書等の配送及び回収作業を行うとともに、 区役所本庁舎内での交換文書等の回収、仕分け、配付及び差出し作業を行う。
選 定 理 由	本事業を円滑に実施するためには文書の配送ルートや各配送先での受け渡し方法等を熟知している必要があり、特に交換文書や郵便物は宛名が不完全なものが多いことから、文書の仕分け作業においては、各課の業務内容の把握や、類似文書の処理経験の積み重ねなどが非常に重要となる。また、本業務はその性質上、2年間は継続して同一の業者に運営を委託することが効率化を進める上で必要である。 また、下記事業者は、競争入札により令和6年度の委託業者として選定され、同年度の業務成績が良好である。 以上の理由から、引き続き同条件、同金額で令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社丸運 <u>貨物輸送事業部</u> 住所：東京都中央区日本橋小網町7番2号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	17,303,000 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

634

件 名	麴町保育園総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	麴町保育園の清掃・設備管理業務
選 定 理 由	下記業者は、平成 15 年 12 月千代田区建物管理委託運用指針(平成 19 年 12 月改訂)に基づき、令和 6 年度当初契約案件として見積競争により委託業者として選定された事業者である。令和 6 年度の業務成績は良好なため、引き続き同条件で、令和 7 年度に限り契約の相手方に指定するものである。
契約の相手方	名 称 株式会社フジクリーン千代田支店 住 所 東京都千代田区神田佐久間町二丁目 12 番
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	11,804,100 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	子どもの学習・生活支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	生活困窮世帯等に対し、子どもの学習支援及び生活支援、親への養育支援等を行うことにより、困難を抱えた世帯の子どもを取り巻く課題に対し総合的に対応し、子どもの社会的自立を図り、貧困の連鎖を防止することを目的とする。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和6年3月19日付5千保生支発第911号 令和6年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 2年 4. 評価 良好な業務成績のため 業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社トライグループ東京支店 住 所 千代田区飯田橋一丁目10番3号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	17,592,540 円 (消費税を含む) ※総価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

228

件 名	子ども部業務推進に伴う法的支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	(1) 法律全般にわたる口頭又は文書による相談・助言 (2) 法的処理を必要とする事案の調査、情報や証拠の収集 (3) 法的処理を必要とする事案に関する交渉及び説明会への立会い (4) 契約書その他の法律文書等の作成及びその内容の検討
選 定 理 由	本業務に関しては、法律問題や法的知識が必要な事柄が生じた場合について幅広い知見と、地方自治体特有の法的課題に対応するための高い専門性が求められる。このため、法令全般に精通するとともに地方自治体における法的課題への対応についての専門性を持つ弁護士による支援を随時受けることが必要不可欠である。 下記弁護士は、他の地方自治体の法律顧問を務めるとともに地方自治体への勤務経験を有するため、地方自治体特有の法的課題について高い専門性を有している。 加えて、本区の子育て・教育行政に係る法律相談も多数受けてきた実績があり、本区の実情や条例等も熟知していることから、相談に対して適切な指導・助言ができる。 上記を満たす弁護士は限られることから、下記の者を相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 豊島総合法律事務所 弁護士 渡辺祥聡 住 所 東京都千代田区平河町一丁目1番8号麹町市原ビル9階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,700,000 円 (消費税を含む) ※ 従価率の契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部子ども総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1 3. プロポーザル年度 令和 4 年度 (令和 4 年 12 月 14 日付 4 千政人事発第 1411 号 令和 5 年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3. 継続年数 3 年 4. 評 価 良好 以上の理由から、引き続き令和 7 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社モード・プランニング・ジャパン 住所 東京都中央区銀座 7-16-12 G-7 ビルディング
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	35,446,950 ※ 平均 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

659

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	2. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 3年 4. 評 価 良好 以上の理由から、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社パソナ 住所 東京都港区南青山3-1-30 PASONA SQUARE
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	23,416,470 ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

574

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	10. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 3年 4. 評 価 良好 以上の理由から、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社メディカル・コンシェルジュ 住所 東京都渋谷区恵比寿南1-5-5
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,608,440 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

573

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	8. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 3年 4. 評 価 良好 以上の理由から、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 旭化成アミダス株式会社 住所 東京都神田錦町3-22 テラススクエア5階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	113,645,070 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

422

件 名	千代田区コミュニティソーシャルワーク事業実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	高齢者、障害者、ひとり親家庭を含む子育て世代、ひきこもり等の孤立、生活困窮者等さまざまな問題を抱える区民を包括的に支援する仕組み、基盤づくりを通じて地域コミュニティを育成し、「地域共生社会」を実現するため、コミュニティソーシャルワーク事業を実施する。
選 定 理 由	本事業の実施において、複合的な課題を抱える住民等からの相談を適切に受けとめて対応するためには、介護や障害、子育て、生活困窮など区の関係機関のほか、社会福祉法人、医療機関、民生・児童委員や町会などとの連絡調整が必要不可欠である。 下記事業者は、町会福祉部やサロン活動、ボランティアに対する支援のほか、区内福祉専門職への研修等を通じて地域福祉の推進に取り組むことで、区内の関係機関や地域住民との関係を長年にわたり構築している。また、万世橋出張所内に「アキバ分室」を開設し、神田地域の身近な相談・活動拠点となっている。 令和6年度から社会福祉士等の専門職をコミュニティソーシャルワーカーとして神田地域に配置の上、実施する本事業は、すでに下記事業者が実施している事業と関連して行うものであり、総合的に本事業を行えるのは、下記事業者に限られる。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 住 所 東京都千代田区九段南一丁目6番10号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	21,137,459 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部福祉総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

441

件 名	千代田区ファミリー・サポート・センター事業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	千代田区指定箇所
概 要	育児の支援を行いたいもの（以下「支援会員」という。）と育児の支援を受けたいもの（以下「依頼会員」という。）を会員として、千代田区ファミリー・サポート・センター事業を実施し、会員相互の支援活動の調整等を行うことにより、仕事を家庭の両立及び子育て家庭の支援を図る。
選 定 理 由	下記法人は、すでに地域住民が相互に助け合うためのサービス業務として、ボランティアセンター・ふたばサービスや、子育てサロンなど地域に根差した同様の事業又は、子育て支援のノウハウを活用した事業を行っている。 本事業の実施にあたっては、①依頼会員は在住者で、支援会員は在住・在勤・在学であるため、地域住民相互の援助活動を行っていること、また、②地域との連帯業務を行っていることが必要である。これら条件については、千代田区内を活動拠点として全ての条件を満たすものが1者に特定されるものである。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 社会福祉法人千代田区社会福祉協議会 住 所 東京都千代田区九段南1-6-10
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	13,823,000 円（消費税を含む） ※千代田区に契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	子ども部 児童・家庭支援センター
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

534

件 名	千代田区立軽井沢少年自然の家総合管理業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区立軽井沢少年自然の家の総合管理業務として、予約・運営・地域協力業務及び施設維持管理業務を委託する。
選 定 理 由	本業務は公募型プロポーザルにより選定された下記業者により平成 25 年度から平成 27 年度まで継続して業務委託し、平成 28 年の業者選定委員会にて下記業者の随意契約が承認され、毎年度継続協議を諮ってきた。 施設所在地で本業務を行えるのは下記業者のみである。また、下記業者は迅速な対応で業務成績評価も良好であり、利用者からも高評価を得ている。 以上の理由から、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 軽井沢フード株式会社 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢 10-8
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	76,737,520 円（消費税を含む） ※ 従価率の契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	子ども部 子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○、※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

707

件 名	投票用紙自動分類機制御用端末の購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 <u>物品</u> 委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	投票用紙自動分類機 GTS-1000 の制御用端末を購入し、各選挙の開票事務に使用する。
選 定 理 由	投票用紙自動分類機の制御用端末は、同分類機の開発企業を通じて購入及び設定したものでなければ、運用等サポートにおいて機械の正常な動作が保証されない。このため、下記の業者を契約相手とする。
契約の相手方	名 称 グローリー株式会社 首都圏支店 住 所 東京都文京区本郷3-14-7 NF 本郷ビル
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	3,498,000 円 (消費税を含む)
納 入 期 限	令和7年5月31日
担 当 課	選挙管理委員会事務局
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	被災者生活再建支援システム保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	被災状況の調査から、その結果集約、り災証明書発行と、それにより作成する被災者台帳を用いた被災者への生活再建支援の進捗管理を一括して行う被災者生活再建支援システムについて、機能を維持するため機器の保守契約を締結する。
選 定 理 由	1 導入年度 令和2年度 更新（特命随意契約） 2 被災者生活再建支援システムは、東京都が「東京都地域防災計画」に基づき平成26年度に都内全自治体に導入したもので、京都大学、新潟大学、東京都、NTT 東日本（東日本電信電話株式会社）が過去の災害をもとに開発したものである。 対象となる区民のデータは、住民基本台帳データベースから取り込むなど、既存のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住 所 東京都港区西新橋 3-22-8
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,870,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和7年7月31日
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	学校案内パンフレット等の企画及び印刷業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	九段中等教育学校2026年度入学者募集に向けて、本校受検予定者及び来訪者等に対して教育内容などの概要を写真・イラスト等を活用し視覚に訴えかけ、よりわかりやすくイメージできるパンフレット等の作成をする。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和4年度（令和5年度開始） （令和5年4月19日付、5千中等シ発第22号） 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4項 3. 継続年数 2年 継続3年目であり、業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 グローバル教育出版 住所：東京都千代田区内神田2丁目4番2号 一広グローバルビル3階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 14 日
※ 契約金額	2,697,200 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年6月26日まで
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	インターネット行政情報サービス (iJAMP) の利用
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区の事務事業の推進や政策立案等に役立てるため、区職員が業務用PC 端末から最新の行財政ニュース、官庁ニュース等を閲覧できる行政情報サービスを利用する。
選 定 理 由	区の事務事業の推進や政策立案にあたっては、中央官庁や、他の地方公共団体等に関する最新情報を把握する必要がある。 「iJAMP」は、中央省庁や地方公共団体の動向、政治・行政・社会ニュース等を行政職員向けにリアルタイムで配信するサービスである。中でも、同社の「官庁速報」は、記事の9割以上が新聞やインターネット等のマスメディアには配信されていない専門的な行政ニュースであり、国や地方自治体の広範にわたる政策情報等を日刊で配信するこのサービスを提供しているのは、当該業者のみである。 また、「iJAMP」は優れた画面構成や操作性で扱いやすく、庁内職員が操作に習熟しており、業務上必要な情報を十分に得ることができるものである。 よって、下記業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 時事通信社 住 所 東京都中央区銀座5-15-8
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,320,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	政策経営部 企画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

679

件 名	九段中等教育学校統合型校務支援システム保守管理支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	統合型校務支援システム安定稼働のための保守管理支援
選 定 理 由	1、プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年4月18日付6千中等シ発第12号) 2、該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条4項 3、継続 2年 4、評価 良好 当該システムの構築者であり、継続2年目である。本システムの性質上、同一業者のメンテナンスが不可欠であり、設定業者以外の者が履行した場合、既存のシステム運用に著しく支障が生じる恐れがある。また、不具合発生時の原因究明、故障修理など部材の交換まで一貫して行う事ができ、早期復旧の期待が出来る。 以上の理由により、業務成績は良好なため、引き続き令和7年度においても、下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名 称 テクマトリックス株式会社 住 所 東京都港区港南1丁目2番70号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	26,736,160 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで
担 当 課	九段中等教育学校 経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

451

件 名	区民歯科健診問診・記録票のペーパーレス化にかかる実証実験システムの構築及び運用・保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	紙の問診・記録票を使用し実施している区民歯科健診において、デジタル化を推進することで健診受診時等の利便性を向上させ健診受診率の増加を図る。また、医療機関、歯科医師会、千代田区においてタイムラグなく情報連携を行うことで3者の事務負担の軽減も図る。令和6年度に構築したシステムの運用・保守業務を委託する。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年6月20日付 6千保健推発第279号) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 3 継続年度 2年
	業務成績は良好なため、令和7年度においてもプロポーザルによって規定された下記事業者を相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社ミラボ 住 所 東京都千代田区神田駿河台4-1-2 ステラ御茶ノ水ビル8階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	1,188,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
担 当 課	保健福祉部 健康推進課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

661

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	6. プロポーザル年度 令和4年度 (令和4年12月14日付4千政人事発第1411号 令和5年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3. 継続年数 3年 4. 評 価 良好 以上の理由から、引き続き令和7年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 アデコ株式会社 住所 東京都千代田区霞が関3-7-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	14,823,270 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	生活保護システム標準化・ガバメントクラウド対応作業
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	令和3年9月1日施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、標準化の対象となる業務のシステムについては、国が整備するガバメントクラウドを利用したうえで、国が定めた標準仕様に適合した「標準準拠システム」への移行が求められているため、国から公表されている資料「生活保護システム標準仕様書【第1.1版】」をもとに移行作業を実施する。
選 定 理 由	生活保護システムについて、下記の事業者がプロポーザル期間（平成28年度から令和2年度まで）及びプロポーザル延長期間（令和3年度から令和7年度まで）の保守業務を行ってきた。さらに、令和6年度に標準準拠システムに移行するための準備としてのFit&Gap作業も実施しており、評価は良好である。 今回の作業は当該システムの特許権、著作権、その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、再構築に係る作業である。また、作業内容が既存システムと密接不可分の関係にあり、同一の開発者以外の者に履行させるとシステムの運用に著しく支障が生じる恐れがある。 以上の理由により、下記の事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：株式会社日立システムズ 住 所：東京都品川区大崎1-2-1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	61,600,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	保健福祉部生活支援課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区産後ケア事業クーポンシステム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本区が提供する産後ケア事業について、区・利用者・実施施設が相互に利用状況を管理できるシステムを構築することで、区及び実施施設のより適切かつ効率的な管理を可能とすることに加え、多忙な子育て世帯の負担を軽減し、利便性向上を図る。
選 定 理 由	下記事業者は、平成 27 年 10 月から本区の「予防接種と育児応援 Web アプリ（以下、「予防接種アプリ」）」において母子保健サービスを継続して提供しており、既に多数の利用登録者を抱えている。いずれのシステムも利用対象とするのは妊娠期から産後の母親であることに加え、共通のアカウントで使用することができることから、同一事業者のシステムを導入することで利用者の負担を軽減し、利便性向上を図ることができる。 予防接種アプリ、産後ケア事業に係る利用管理システムそれぞれを提供する事業者は他にも存在するが、システム導入の目的を達成し、その効果を最大化できるシステムを提供できるのは、各システムを共通のアカウントで使用可能な仕組みを構築し、かつ、すでに本区の予防接種アプリを提供している下記業者だけである。以上の理由から、下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 株式会社ミラボ 住 所 千代田区神田駿河台 4-1-2 ステラお茶の水ビル 8 階
※契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※契約金額	1,650,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	保健福祉部保健サービス課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

572

件 名	人材派遣業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき、区が業務上必要とする人材派遣業務（一般労働者派遣事業）を迅速かつ安定的に実施する。
選 定 理 由	1 2. プロポーザル年度 令和 4 年度 (令和 4 年 12 月 14 日付 4 千政人事発第 1411 号 令和 5 年度開始) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条 6 号 3. 継続年数 3 年 4. 評 価 良好 以上の理由から、引き続き令和 7 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名称 株式会社リクルートスタッフィング BPOソリューション営業部 住所 東京都千代田区有楽町 1-13-1 第一生命日比谷ファースト
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	79,379,685 円（消費税を含む） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部人事課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

400

件 名	土木工事 CAD ソフト AutoCAD2025 の調達(第 812 号)
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	日常業務で使用する図面作成ソフトウェア AutoCAD を含む「土木工事 CAD システム」は全庁 LAN セキュリティ上、既存の LAN とは物理的に切り離れた独自の業務用 LAN を構築している。 本件は、その中心で運用している「土木工事 CAD ソフト」となる最新版 AutoCAD を 18 ライセンス調達するものである。
選 定 理 由	本ライセンスについては、令和 6 年度まで機器と共にリース契約を締結し利用していたが、令和 7 年度より販売店である Autodesk 社の方針により、リース会社がライセンスを調達できなくなり、販売店が指定する代理店とエンドユーザーが直接契約を締結する必要が生じている。 下記事業者は販売店が指定する代理店であり、区がリース契約での運用を開始する前に直接契約していた事業者である。リース契約での運用を開始する際には、区の課題や使用状況を踏まえた提案を作成しており、また、現在まで引き続き研修を開催する等、区に適したソフトウェアの運用に精通している。 そのため、下記事業者と契約を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 大塚商会 中央第 1 CAD グループ販売 1 課 住 所 東京都中央区日本橋大伝馬町 10-1 柿原林業ビル 3F
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1,227,600 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	保田臨海学校運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千葉県保田海岸で実施する臨海学校の開催にあたり、児童・引率等が宿泊し、食事の提供を受けるため施設を借上げ、参加児童が安全に遊泳を行うための事業の運営補助を委託する。
選 定 理 由	本事業の実施施設については、海水の環境状況が良好である7月20日から7月31日頃までの間に学校利用ができる施設であることや、児童の安全の確保と事業の円滑な運営を確保するために以下の条件を満たす施設であることが必要である。 ①100名以上の宿泊が可能な施設であること。 ②学校の受入実績があり、食堂・浴室・学習スペース等が十分確保できること。 ・宿泊規模及び客単価の水準以内で、以上の条件を満たす施設は、サンセットブリーズ保田に特定される。 このため、当施設を運営する下記事業者を契約の相手方に指名する。
契約の相手方	名 称：株式会社 R. project 所在地：千葉県安房郡鋸南町大六1032
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	9,159,640 円 (消費税を含む) ※客単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契 約 期 間	契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月31日
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	都市計画情報提供システム改修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
概 要	本業務は、千代田区内の都市計画に関する情報を公開している都市計画情報サイトについて、都市計画に関する更なる情報発信と新たなサービス展開を目的としたシステム改修と、必要データの作成を実施する。 また、都市計画情報と関連のある千代田区道路台帳を公開するため、新たなアプリを構築する。
選 定 理 由	1 導入年度 平成 28 年度 下記業者は、本システムの開発業者である。システムの改修業務を実施するにあたり、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理など対処が困難になる等、業務の履行を達成できないものである。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 E S R I ジャパン株式会社 住 所 千代田区平河町 2 - 7 - 1
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 21 日
※ 契約金額	9,935,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 5 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日まで
担 当 課	環境まちづくり部 景観・都市計画課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

520

件 名	マイナンバーカード交付予約システム運用保守業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	マイナンバーカード交付予約システムの円滑な運用および安定的な稼働維持のため、当該システムの運用保守業務を実施する。
選 定 理 由	本システムは下記業者が当区仕様にシステムをカスタマイズしており運用保守業務を実施している。本システムの運用保守業務については既設のシステムと密接不可分の関係にあり、同一の者以外では責任が不明確になるほか、故障時の原因究明、故障修理などが困難になるなど、業務の履行が達成出来ない。 以上の理由により下記の業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 住 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	5,620,180 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部 総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

761

件 名	戸籍への氏名の振り仮名登録等業務（通知書作成・発送業務）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	戸籍法等の改正に伴い、氏名の振り仮名の登録を行うため、「通知書作成・発送業務」を委託する。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 6 年度 (令和 6 年 12 月 12 日付 6 千地総窓発第 440 号 令和 6 年度開始) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 6 号 3. 継続年数 2 年目 4. 評価：良好 業務成績良好のため、令和 7 年度においてもプロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 DNP データテクノ 住 所 東京都新宿区市谷加賀町 1 丁目 1 番 1 号市谷加賀町ビル
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	1397,126 円 (消費税を含む) ※印を付した項目のため、契約金額は支出限度額
契約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日まで
担 当 課	地域振興部総合窓口課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	情報セキュリティ監査及び研修業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、情報セキュリティや個人情報保護に関する監査や研修、インシデント対応訓練、システム評価を実施することで、区全体の情報セキュリティを強化し、区民から信頼されるサービスを提供することを目指す。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度（令和7年3月3日付6千政情シ発371号） 2. 根拠 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条4号 3. 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 ジーブレイン株式会社 住 所 京都府京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町 369番地の3
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	36,905,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

792.

件 名	千代田区役所本庁舎清掃等業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> ・その他
工事場所 (工事案件のみ)	
概 要	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎維持管理業務の共通仕様に含まれていない、千代田区独自（千代田図書館の休日清掃等）の清掃等業務を行う。
選定理由	本庁舎のPFI事業終了に伴い、庁舎の維持管理業務については、建築設備管理業務、清掃等業務、警備保安業務等の個別の業務の共通仕様にに基づき、財務省が実施する一般競争入札により決定した落札者を相手方とし、国の入居官署とともに契約締結を行うこととなっている。 しかし、障害者対応などの区民サービスや千代田図書館の休日開館業務は、区独自の業務となることから国との共通仕様に包含することができず、区の個別契約案件となるが、本業務を共通仕様にに基づく清掃業務との連携を図ることにより効率的かつ臨機応変な対応が可能となるほか、緊急時の迅速な対応が期待できる。 以上のことから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社クリーン工房 住 所 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 さいたま新都心LAタワー30階
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	28,098,400 円（消費税を含む）
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 施設経営課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	千代田区立学校園用務業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立学校等における園児、児童及び生徒の安全で安心した学校園生活と教育活動を安定的に推進するため、また教職員が学校園生活を円滑に行えるようにするため、備品等の管理や来校園舎の応対等を含む用務業務を委託する。 ＜履行場所＞ (1) 富士見小学校及びふじみこども園 (2) お茶の水小学校及びお茶の水幼稚園 (3) 昌平小学校及び昌平幼稚園 (4) 麹町中学校
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年12月12日6千指業委第10号 プロポーザル方式承認令和7年度開始) 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第6号 3 継続年数 初年度
契約の相手方	名 称 光管財株式会社 千代田支店 住 所 東京都千代田区飯田橋2-3-1 東京フジビル601
※ 契約年月日	令和 17 年 4 月 1 日
※ 契約金額	93,248,980 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで
担 当 課	子ども部学務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	例規検索システム等運営業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品 <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区が保有する例規及び要綱並びに法令データを編集してデータベース化し、 Web 上で閲覧・検索ができるシステムの運営を行う。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 平成 30 年度 (平成 30 年 10 月 29 日付、30 千政総務第 254 号 平成 31 年度開始) 2 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 4 号 3 継続年数 7 年目 4 評価 良好な業務成績 5 更新 令和 5 年 8 月 17 日付 5 千指業選委第 7 号 指名業者選定委員会承認 業務成績は良好なため、引き続き令和 7 年度においても下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 第一法規株式会社 住 所 東京都港区南青山二丁目 11 番 17 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	4,929,672 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	和泉小学校・いずみこども園等施設と和泉公園との一体的整備に向けた都市計画変更等検討支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区立和泉小学校・いずみこども園の校舎は、地域貸館機能や児童館機能と合わせた複合施設として、区立和泉公園（都市計画公園）に隣接して昭和 62 年に建築されている。区では、当該施設に老朽化等の課題があることから建替えに取り組むこととしており、小学校・こども園の機能継続の観点等から、現地建替えではなく、隣接する区立和泉公園敷地への移転建替えを行う方向で検討を始めている（公園との敷地交換）。区立和泉公園は、施設側の工事の完了後、改めて現施設がある場所で再整備することを想定しているが、そのためには都市計画公園の変更手続きが必要となる。 本業務は、上記の方向で、区が都市計画公園の変更手続きを行うこと等について支援を行う。具体的には、過年度の検討及び関係者協議の結果を踏まえ、整備構想をもとに地域との合意形成を行い、都市計画の変更手続き等を進めていく。また、並行して基本計画(案)の作成及び近隣の未利用区有地（旧和泉町ポンプ所跡地）の活用検討を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和 6 年度 (令和 6 年 10 月 21 日付 6 千子子施発第 1055 号) 2. 該 当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第 8 条第 1 号 3. 継続年数 2 年 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。 4. 評価 良好 業務成績は良好なため、引き続き令和 7 年度においても下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社 都市環境研究所 住 所 東京都文京区本郷 2 丁目 35 番 10 号

※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	25,509,000 円 (消費税を含む)
契約期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
担当課	子ども部 子ども施設課
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	Windows11 アップデート展開業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	Windows11 移行検証業務において実施した端末及びシステムの検証・改修、移行計画を基に、全庁 LAN 端末を Windows11 にアップデートすることを目的とするものである。
選 定 理 由	下記事業者は、全庁 LAN システム・サーバーを設計・開発をした事業者であり、その後の運用保守業務及び各種拡張業務も引き続き行っている。 Windows11 へのアップデートは、全庁 LAN 端末や全庁 LAN システムに変更を加えるため、既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁 LAN システム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、当該システムの運用に著しく支障があり、業務の履行を達成できない。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 25 日
※ 契約金額	39,600,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 31 日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれていません。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	IDaaS 構築業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	今後、区が目指すロケーションフリーな働き方及び SaaS(クラウドサービス)の利用拡大の前提となる IDaaS(ID 管理やアクセス権限管理を円滑化する認証基盤)の構築業務を実施する。本件業務によって、ID やパスワード、アクセス権限等を一元管理による業務効率化及び利便性が向上するとともに、権限の適切な管理が実現する。また、SaaS 利用時のセキュリティが強化されることにより、全庁 LAN 端末で連携・利用可能な SaaS の拡大が見込める。
選 定 理 由	下記事業者は、令和5年2月から稼働を開始した全庁LANシステムを構築した事業者である。 全庁 LAN 関連機器の構築・設定を行う事業者は、全庁 LAN システムに関連する既設の機器、設備、情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、この業務を全庁 LAN システム開発者以外の者に履行させた場合、責任区分が不明確になり、また、トラブル発生時の原因究明・修正などの対処が困難になるなど、当該システム及び関連システムの運用に著しく支障が出る恐れがある。 以上の理由により、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称：東日本電信電話株式会社 東京事業部 所在地：東京都港区西新橋三丁目 2 2 番 8 号
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	58,960,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで
担 当 課	政策経営部情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	海外派遣研修実施業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	国際的な視野でものごとを考えることができるグローバルマインドを備えたリーダーとしての資質を育成すること等を目的とし、本校第4・5学年の海外派遣研修実施に伴い、派遣生徒及び引率教員の海外での旅行に必要な業務を行う。
選 定 理 由	1. プロポーザル年度 令和6年度 (令和6年10月8日付6千中等シ発第606号 令和7年度開始) 2. 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第26条 3. 継続年数 初年度(1年目) プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手先に指定する。
契約の相手方	名称：株式会社 アイエスエイ 住所：東京都港区港南1-6-41 芝浦クリスタル品川10F
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 1 日
※ 契約金額	2,792,000 円 (消費税を含む)
契 約 期 間	令和7年4月1日から令和7年10月31日
担 当 課	九段中等教育学校経営企画室
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	情報セキュリティインシデント防止支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区における情報セキュリティインシデントは、ヒューマンエラーが 主要因となっている。専門的かつ高度な知識を基に、区で実際に発生 した情報セキュリティインシデントの分析及び分析結果に基づく有 効な対策を立案・実施することで、特にヒューマンエラーによる情報 セキュリティインシデントの発生を抑止することを目的とする。
選 定 理 由	1 プロポーザル年度 令和6年度（令和7年3月28日付6千政情シ発第408号） 2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条6号 3 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記事業者を契約の相手方に指 定する。
契約の相手方	名 称 有限責任監査法人トーマツ 住 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
※ 契約年月日	令和 7 年 4 月 / 日
※ 契約金額	11,938,850 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	政策経営部 情報システム課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表
項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい
ます。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。